

報告第 21 号

上水道課公用車の事故に係る損害賠償の額を定めること
についての専決処分の報告について

西海市西海町中浦北郷で発生した車両物損事故に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第12号

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和6年10月9日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

上水道課公用車の事故に係る損害賠償の額を定めること
について

西海市西海町中浦北郷の県道で発生した車両物損事故に関し、次の
とおり損害賠償の額を定めるものとする。

記

- | | |
|---|--|
| 1 | 相手方住所
氏名 |
| 2 | 損害賠償額 金185,794円 |
| 3 | 事故の発生概要
発生日時 令和6年8月1日 午前11時15分頃
発生場所 西海市西海町中浦北郷1785番地先
県道52号 |
| 4 | 事故の状況
水道検針業務で、道路から侵入角度が鋭角
となる場所へ進入するため、進入路入口の手
前で減速し、一旦センターライン側へ寄せて |

左折しようとしたが、後続車の相手方は、自車の上水道課公用車が右折するものと誤認し、自車と歩道の間をすり抜けようと進入したところ、相手方車の右前部と自車左側側面が接触したものの。

公用車事故等発生概要書

相手方	氏 名			
	住 所			
事故日時	令和 6 年 8 月 1 日 ☒ 午前 ・ 午後 11 時 15 分 頃			
登録番号等	佐世保480か6182	事故原因	左折時の後方確認不足による接触事故	
事故場所	西海市西海町中浦北郷1785番地先（県道52号）			
警察への届出 （自動車事故の場合）	無 ・ ☒ 有 （長崎県警察 西海警察署）	事故区分	☐ 単独 ☒ 対物 ☐ 対人	
事故概要	令和 6 年 8 月 1 日 午前 11 時 15 分頃、水道検針業務を行うなかで道路から侵入角度が鋭角となる場所へ進入するため、手前で減速し、一旦センターラインへ寄せて、左折しようとした。 しかし、後続車は自車が右折するものと思い、自車と歩道の間をすり抜けようとして進入したため、後続車の右前側と自車左側側面が接触した。			
事故状況略図				
損害見積額	185,794円	損害賠償の方	1. 損害賠償保険 （加入保険会社名：一般財団法人全国自治協会） 2. その他（ ）	

【相手方車両状況】

相手車（右側接触、破損）



【上水道課公用車状況】

自車（左前方側接触、破損）

